



野焼き・ごみ等の焼却による火災が多くなっています！！

野焼き・ごみ等の野外での焼却(以下、野外焼却という)は、原則禁止されていますが、例外として野外焼却が認められる場合があります。

まずは、事前に八代市:循環社会推進課(平日Tel:0965-34-1997)氷川町:町民課(平日Tel:0965-52-5851)で確認をお願いします。

その行為を行う際に、火災とまぎらわしい煙又は火炎(軽微)を発生する恐れのある時は、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を作成し、事前に最寄りの消防署へ届け出てください。ただし、野外焼却をする場合であっても、強風時や乾燥注意報・警報等が発令されている場合は焼却できないことがあります。



《注意》

この消防署への届出制度は、火災防止の観点から消防機関が野外焼却の実施状況を把握するためのものです。この届出書の提出により、他の法令で規制される廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。

根拠法令

- ・焼却禁止…廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2
- ・焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条
- ・届出制度…八代広域行政事務組合火災予防条例第46条

